

東京大学医学図書館運営委員会規則

制定 平成 4年7月15日  
改正 平成 6年3月18日  
改正 平成13年6月25日  
改正 平成14年12月4日  
改正 平成15年 7月2日  
改正 平成16年 4月1日  
改正 平成19年7月11日  
改正 平成22年3月17日  
改正 令和 4年 3月9日

(設置)

第1条 東京大学大学院医学系研究科・医学部に医学図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は、図書館長をもってあてる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員の中より副委員長を指名することができる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる母体から選出する。
  - (1) 基礎ブロックより2名の教授または准教授
  - (2) 病院ブロックより2名の教授または准教授
  - (3) 健康科学・看護学専攻より1名の教授または准教授
  - (4) 国際保健学専攻あるいは公共健康医学専攻より1名の教授または准教授
  - (5) 情報化推進室長
  - (6) 医学部・医学系研究科事務長
  - (7) 附属病院事務部長
  - (8) 医学図書館職員（係長相当以上の職にある者）
  - (9) その他委員長が必要と認めた者

(任命)

第3条 委員は、医学系研究科長・医学部長が任命する。

(任務)

第4条 委員は、医学図書館の組織・運営に関する基本的事項を審議する。その結果は必要に応じて教授総会に諮るものとする。

(任期)

## 東京大学医学図書館運営委員会規則

第5条 第2条第4項第1号、第2号、第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期の定めのある委員が任期の途中で交代した場合には、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

第6条 委員長は必要に応じ、委員会を招集し、その議長となる。

(代理)

第7条 委員会を欠席する場合は代理の委員を出席させることができる。

(教職員の出席)

第8条 委員長は、必要と認めた場合には、委員会に委員以外の本学教職員の出席を求めることができる。

(小委員会)

第9条 委員長は、必要に応じて委員会に諮り、小委員会あるいはワーキンググループを設けることができる。学外からも委員を加えることができる。

附 則

この改正は、平成6年3月18日をもって施行し、平成6年4月1日より適用する。

附 則

この規則は、平成14年12月4日をもって施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成15年7月2日をもって施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則の施行によって新たに任命される第2条第4項第3号及び第4号の委員の任期は、第5条本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。